

資料6「調理業務の委託に関する取扱いについて」

調理業務を外部委託する者は、次の（１）から（３）に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- （１）調理業務を委託する場合においても、保育所内に設けられた調理室で調理することとし、次のアからクの業務については、保育所において実施する必要があること。なお、イ、ウ、キ及びクの業務については、保育所に栄養士を置くなど、適切に栄養面での指導を実施できる体制を取る必要があること。
 - ア 受託事業者に対して、保育所における給食の重要性を認識させること。
 - イ 入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。
 - ウ 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。
 - エ 毎回、検食を行うこと。
 - オ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。
 - カ 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。
 - キ 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。
 - ク 適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。
- （２）受託業者については、次のアからキをすべて満たす必要があること。
 - ア 保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。
 - イ 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。
 - ウ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。
 - エ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。
 - オ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。
 - カ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。
 - キ 不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。
- （３）調理業務を委託する場合の委託契約については、次の上記２のア、エ、オ及びカに係る事項並びに次のアからエに掲げる事項を明記した契約書を取り交わすこと。
 - ア 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。
 - イ 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受

託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所側において契約を解除できること。

- ウ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。
- エ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと。